

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案」及び  
「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案」  
に関する意見募集に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

- ・意見募集対象：「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案」  
「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案」
- ・意見提出期間：令和6年10月31日（木）～令和6年11月29日（金）
- ・寄せられた意見数：8件（うち提出意見5件）

※「御意見の概要」に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したものです。明らかな誤字や変換ミス等については修正するとともに、説明用に事務局において下線を追加しております。

### 政令案に関する御意見

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>&lt;該当箇所&gt;  添付資料 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案 1 ページ 4 行目</p> <p>&lt;意見の要約&gt;  <b>法第十条に定める環境大臣の命令は、廃掃法第十九条に定める措置命令同様に、優良産廃処理業者認定に関する遵法性判断の対象となるか。</b>  対象となるのであれば、政令案対象から優良産廃処理業者を除外すべき。</p> <p>&lt;意見の内容&gt;  法第十条に定める環境大臣の命令は、廃掃法第十九条に定める措置命令同様に、優良産廃処理業者認定に関する遵法性判断の対象となりますか。  遵法性判断の対象となるのであれば、政令案の第一号の前に「ただし、すでに優良産廃処理業者の認定を得ているものを除く。」の内容を追記すべき。</p> <p>&lt;意見の理由&gt;</p>	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「法」という。）第十条に基づく命令等の業指導等がなされた場合も、廃棄物処理法に基づく優良事業者認定制度における認定に関する遵法性判断の対象としては考えていません。</p>

	<p>廃掃法に従い適正処理を行うことで優良産廃処理業者の認定を受け、それをもって、産業廃棄物排出事業者からの評価を受けている産廃処理業者にとって、優良認定を失うことは排出事業者からの遵法性に関する信頼を失いかねない。</p> <p>内容の不確定な本法によって、優良認定を失うリスクがあるのであれば、あらかじめ、優良認定の取得を継続しない判断を行わざるを得ない処理業者が出かねない。それは廃掃法遵法性確保のための優良認定制度の主旨に逆行する。その懸念を排除するため、上記除外規定を明記すべきと考える。</p> <p>また、本件判断のためにも優良産廃処理業者の認定を得ている処理業者の意見聴取の機会を設けることを提案する。優良認定取得業者は、環境省の環境行政の指導や主旨を理解して率先して業界の地位向上・活性化に取り組んでいる者たちではないのか。</p>	
2	<p>&lt;該当箇所&gt; 添付資料 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案 1 ページ 7 行目</p> <p>&lt;意見の要約&gt; <b><u>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第九条の環境大臣の指導や助言、第十条の勧告や命令に従った場合、事業としての採算を環境大臣が保証するのであれば、規模の小さい処分業者を優先すべき。</u></b></p> <p>&lt;意見の内容&gt; 法律第九条、第十条に定める環境大臣の指導や助言、勧告や措置命令に従った場合、産業廃棄物処分業者に対して、採算に見合う受託数量や処理価格が保証されるのであれば、法の主旨である、静脈産業全体の底上げや高度化を促すうえで、法第十条第一項で規定する特定産業廃棄物処分業者は、政令案にある比較的規模の大きな処分業者ではなく、逆に、前年度の</p>	<p>法第九条に基づく環境大臣による指導及び助言や法第十条に基づく環境大臣による勧告及び命令については、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施を促進するために必要に応じて行うものであり、資源循環・廃棄物処理業界における再資源化事業等の高度化等廃棄物処分業者がそれらに従った場合にその事業の採算性を環境大臣が保証するものではありません。なお、勧告や命令の発出にあたっては、各事業者が処理する廃棄物の性状、事業環境等を勘案する必要があると考えています。</p> <p>その上で、御意見いただいているとおり、再資源化事業の高度化の促進に当たっては、事業採算に基づく投資との整理が重要であると承知しています。国としては、今後も再生部品又は再生資源の利用拡大と安定供給、品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進を通じ、中長期的に強靱な資源循環市場の創出を支援してまいります。</p>

	<p>処理受託数量の少ない処分業者を特定産業廃棄物処分業者として優遇することが望ましいと考える。</p> <p>&lt;意見の理由&gt;</p> <p>現在の産業廃棄物処理の委託においては、廃棄物を排出する事業者が、処分業者の処理費や処理方法によって、処分業者を選択しており、資源循環のための高度な処理方法や設備投資が処理コスト高につながる場合は、排出事業者から選ばれず、それらの投資によって事業採算が悪化するリスクがある。</p> <p>それを前提としたうえで、再資源化事業等高度化法において、環境大臣の指導や助言、さらには勧告や命令が定められているということは、産業廃棄物処分業者がその指導や助言等に従って投資を行った際の事業採算について環境大臣から保証が得られるものと推測するが、法の主旨である、産業全体の底上げを図るためには、事業採算の保証が得られる投資については優先的に規模の小さな産業廃棄物処理業者に回し、規模の大きな処分業者については、自己の経営判断や経営責任において、排出事業の期待や需要に応じた投資や高度化を行っていくべきである。</p> <p>また、仮に、高度化等に対する投資について、環境大臣が事業採算の保証を行わない場合は、それら投資に対する経営責任の所在があいまいとなるため、上場企業や、投資ファンド等が株主として存在している企業は、特定産業廃棄物処分業者から除外する必要がある。それらの企業は株主に対する経営責任や説明が必要であり、事業採算に関する責任を持たない投資を行うことが出来ない事に留意が必要となる。</p>	
3	<p><b><u>特定産業廃棄物処分業者の選定要件は産業廃棄物の品目毎に検討が必要（特定産業廃棄物処分業者の選定要件につき、プラスチックは個別的に処分量が設定されたが、廃プラスチックのみならず産業廃棄物の品目等ごとに設定が必要ではないか）：</u></b></p> <p>関連資料（規制の事前評価書1 規制の必要性・有効性○特定産業廃棄物処分業者の要件）に「ただし、廃プラスチック類については、再資源化の</p>	<p>再資源化の実施の促進のためには、中小企業の多い産業廃棄物処分業者の負担を十分に加味しつつ、国内の産業廃棄物の処分量を広く設定することが望ましいという考えの下、特定産業廃棄物処分業者の要件を設定しています。</p> <p>比較的規模の小さい企業を除く3割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、年間の産業廃棄物処分量が10,000トン以上の</p>

<p>実施の需要があるにもかかわらず、容積に比して重量が軽いため～」とあるが、環境省が提示している比重換算表では、廃プラスチック類（0.35）以外にも、建設系混合廃棄物（0.26）、繊維くず（0.12）と比重の軽いものが他にもあり、なぜ“廃プラスチック類”だけを考慮したのか、疑問に感じる。</p> <p>また、がれき類（1.48）など比重の重い廃棄物を取扱う処理業者（再生砕石等にリサイクルする事業者）は、対象要件に該当しやすく、結果、中小、零細企業が特定産業廃棄物処分業者になる可能性が高くなるのではと推察する。</p> <p>以上を踏まえ、特定産業廃棄物処分業者の要件設定は、廃棄物の種類や発生状況など複合的に考慮し決めるべきと考える。</p>	<p>者が全体の約 27%で、処分量全体の約 93%を占めているため、これを要件としたものです。</p> <p>廃プラスチック類については、再資源化の需要が高いものの、容積に比して重量が比較的軽く、1万トンの要件では廃プラスチック類を主に取扱う事業者や廃棄物処分量の占める割合が一部に限られてしまうことから、別途の基準を設けるものです。</p> <p>再資源化実施の状況に関しては、基本方針・判断基準に即して廃棄物の品目に応じ、技術的かつ経済的に可能な範囲で目標を立てるものとしており、扱う廃棄物によって不当に低い評価とならないような公表の形式を検討していきます。</p>
<p>&lt;該当箇所&gt; 政令 第一号</p> <p>&lt;意見の要約&gt; <u>産業廃棄物の数量が1万トン以上とあるが、量だけではなく、対象となる廃棄物も考慮したかたちで要件を設定してほしい。</u></p> <p>&lt;意見内容&gt; 有害物質を含む廃棄物は安全に無害化することが最優先と考える。 このように廃棄物によっては再資源化が難しいものもことから、要件において、産業廃棄物の単純な数量（産業廃棄物の数量1万トン以上）だけではなく、再資源化の可能なものが含まれている可能性が高い安定5品目に限定した数量を要件とするなど、産業廃棄物でも種類などによって対象を絞るべきではないか。</p> <p>&lt;意見の理由&gt; 再資源化が難しい有害な廃棄物を扱う廃棄物処理業者（社会的にはリス</p>	

	<p>クの受け皿)が再資源化の実施の状況の公表を通じて不当に低い評価となってしまう可能性があるため。</p>	
4	<p>&lt;意見の要約&gt;  産業廃棄物処分業者以外のものであって、廃棄物の処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下同じ。）を行う者にも同様の規定を設けるべきと考えます。</p> <p>&lt;意見の内容&gt;  <u>高度化を目指す再資源化事業等は本来全ての廃棄物を対象としていることから、特定産業廃棄物処分業者に求めることは、その他の産業廃棄物の処分を行う者（特別管理産業廃棄物処分業者に限らず、自らその産業廃棄物を処分する事業者のほか廃棄物処理法施行規則第8条の3及び第8条の15各号に定める者を含む。）や一般廃棄物の処分を行う者（一般廃棄物処分業者に限らず、市町村、自らその一般廃棄物を処分する事業者のほか廃棄物処理法施行規則第1条の18各号に定める者を含む。）にも求めるべきと考えます。</u></p> <p>&lt;意見の理由&gt;  高度化を目指す再資源化事業等は本来全ての廃棄物を対象としていることから、廃棄物の区分や処分を行う者の立場により、特定産業廃棄物処分業者に求めることと同様の取扱いがなされない廃棄物がある状況は、施策的に合理性を欠くと考えるからです。</p>	<p>法は脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化事業等の高度化を図るものです。</p> <p>そうした中で、一般廃棄物は、廃棄物処理法上において、市町村がその統括的な処理責任を有している（廃棄物処理法第六条の2第1項）ことから、一般廃棄物の処分における資源循環の取組については、市町村の判断で推進していくことが重要であり、法に基づく勧告・命令等の対象とはしていません。また、まずは産業廃棄物処分業者の底上げを図る観点から、自ら産業廃棄物の処分を行う者については対象としていません。</p> <p>産業廃棄物処分の現状を見ると、少数の比較的規模の大きい企業が全体の処分量の多くを占めており、温室効果ガスの排出量の削減を実効的に促進する観点から、特に産業廃棄物の処分量が多い産業廃棄物処分業者が再資源化を実施することがより効果的であり、廃棄物処分業者全体に対する影響力を有することから、法第十条において「産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの」を特定産業廃棄物処分業者としたものです。</p>

5	<p>&lt;意見の要約&gt; 要件の対象とする単位の明確化を希望します。</p> <p>&lt;意見の内容&gt; <u>前年度において処分を行った数量が基準以上であるか否か（特定産業廃棄物処分業者に該当するか否か）の判断は、施設や事業場ごとでなく、法人全体により行う考え方である点を明確に示していただくと幸いです。</u>また、国による監督等は特定産業廃棄物処分業者に係る規定にのみ及ぶものであって、従前どおり廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業者として指導する都道府県等との間で重複又は不整合が生じることはない旨も明確に示していただくと幸いです。</p> <p><u>なお、これに関連して、命令違反により罰金の刑に処された特定産業廃棄物処分業者を廃棄物処理法上の欠格要件に該当するものとして、同法施行令第4条の6に一号（本法）を加える旨の改正はないように承知しておりますが、念のため真偽の程を伺います。</u></p> <p>&lt;意見の理由&gt; 会員ほか関係者に向けた明確な周知と啓発、そして理解を促すため、条文案や関連資料からでは直ちに読み取れない点を敢えて伺い、確認させていただく趣旨です。</p>	<p>御理解のとおり、特定産業廃棄物処分業者への該当性は事業者（法人）ごとにより判断するものです。特定産業廃棄物処分業者に対する、国による監督等については特定産業廃棄物処分業者に係る規定にのみ及ぶものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく権限によって実施される地方公共団体による監督等と重複又は不整合が生じるものではありません。</p> <p>なお、法に基づく行政指導や罰則等がなされた場合に、廃棄物処理法上の欠格要件とすることは考えていません。</p> <p>こうした考え方については、今後報告・公表制度の詳細について検討していく中で、関連法令やガイドライン等で示せるように努めていきます。</p>
6	<p>&lt;意見の内容&gt; 施行迄の期間が短く、周知に向けた期間が不十分： <u>意見公募の実施から法律の施行まで3か月程度。仮に令和7年2月1日施行の場合、今年度から特定産業廃棄物処分業者の要件が適用され、令和7年4月1日以降に「産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量」を環境大臣に報告しなければならず、特定産業廃棄物処分業者の要件に該当する者の準備期間が足りず、官民ともに混乱することが予見される。</u>よって、政令で施行日を令和7年4月1日以降とすべきと考える。</p>	<p>法に基づく報告・公表制度に関しては、法が公布された令和6年5月29日から1年6か月以内に政令で定める全面施行に向けて、今後「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」等で御意見をいただきながら、具体的な事項について検討していきます。</p> <p>施行に際しては施行通知を发出して具体的な考え方を廃棄物処分業者等に丁寧を示すとともに、施行後は廃棄物処分業者が所属する団体等と連携して、個々の事業者の状況に応じ、かつ判断基準に即した取組が実現されるよう国としても必要な対応に取り組んでいきたいと考えています。</p>